OCTOBER 4, 2022

セミナー「仲裁手続の概要＆日本企業にとってのメリットと留意点」

北岡久美子
東京国際知的財産仲裁センター

Topic

1. 裁判外紛争解決手段の概観
2. 仲裁の概要
3. 知財仲裁の増加と理由
4. 知財事件と仲裁の利点・短所
5. 仲裁を始めるには
6. Ｑ＆Ａ

裁判外紛争解決手段

1. 裁判外紛争解決手段の種類と意義

仲裁（JCAA、IACT、WIPO、ICC、SIAC）	国際的な強制と承認システム有。	国際紛争解決手段	確立した実務アジアでは？
小尋問又は私的裁判	私的裁判の強制力ありうる。私的裁判は拘束性。	比較的まれな紛争解決手段	限られる
早期中立評価	一般に強制力なし。拘束力ありうる。	比較的まれな紛争解決手段	限られる
専門家決定、判定制度(ソフトウェア紛争解決センター)	一般に強制力なし。拘束力あるもの原則。	団体内で解決手段化	使用増加中
和解(原子力紛争解決センター)	通常の和解には強制力無。和解調書は強制力あり。	立法で解決手段化も	利用される
調停、斡旋（家事事件、知財調停部、京都国際調停センター）	調書に強制力あり。調停合意にも付与。	昔からの解決手段	利用される

国際仲裁のセンター。国内仲裁では日本知的財産仲裁センター

国際商事調停に関するシンガポール条約

裁判外紛争解決手段

1. 裁判外紛争解決手段の種類と意義

A. 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約。1958国連総会で採択。）

1) 加盟国間で仲裁判断の尊重と執行を義務付ける。相互承認があると認められる国とのみ行うとの留保（「相互承認留保」）、および商事仲裁のみについてのみ行うとの留保（「商事仲裁留保」）を付している国も。

2) 条約5条は、承認と執行が拒絶できる場合を列挙する。

i. (A)当事者の無能力又は仲裁合意の無効・変更・履行(B)当事者への不通知等、防御の機会の不存在(C)仲裁合意の範囲外に関する判断(D)仲裁合意に違背した手続き(E)非拘束性又は仲裁地の司法機関による取消や停止

ii. 執行国で司法機関が(A)仲裁不可な紛争、(B)公の秩序違反

B. 調停に基づいた国際和解に関する条約（シンガポール条約。2018国連総会で採択。）

1) ニューヨーク条約と同様、要件を満たす和解を相互に承認・執行する義務を負う。

2) 条約4条に承認又は執行を拒絶できる場合が列挙されている。

裁判外紛争解決手段

2. 裁判外紛争解決手段: 知財紛争に即した手法

	仲裁	判定	早期中立評価	専門家決定	専門家決定ー仲裁
Contract or Submission 契約			Yes/No	Yes	Yes
Binding 拘束性	Yes	No	No/Yes	Yes	Yes
Final　終局性	Yes	No	No	Yes	Yes
Enforceable 強制執行可能	Yes	No	No	No	Yes
Proceedings 手続	Two parties	Two parties	Two parties (One party)	Two parties	Two parties
Cost 費用	一番費用必要	手頃	手頃	手頃	仲裁より費用低い

紛争発生後、仲裁申立後の事後的な合意も

どこの仲裁機関で行うか、仲裁人を誰にするか、どのような証拠開示をするか

仲裁の概要:
仲裁の多様化

- 小尋問又は私的裁判、早期中立評価、専門家決定、判定制度などをまとめて「非拘束性の仲裁」と呼ぶ論文や発表がみられる。
- 仲裁の概念を広げようとする意向だが、(国際的な)混乱にもつながる。

The Superior Court of California, Appropriate Dispute Resolution Information Sheet, https://www.sanmateocourt.org/court_divisions/adr/information_sheet.php.

- また、仲裁判断は、必ずしもすぐに終局とはならない。
- 例）IACT 規則第 40 条に従い、仲裁判断の後、当事者の求めにより、拡大仲裁パネルによる実質的なレビューがなされうる。この再審査は、米国、日本、中国、韓国、ヨーロッパの各地域から 1 名の仲裁人でなされ、重大な瑕疵を防止する多角的な精査を保つ。

仲裁の概要:
仲裁手続の５大要素

1) 仲裁条項・仲裁合意
2) 仲裁申立書
3) 仲裁人選任
4) 準備会議（"preliminary conference", "procedural hearing"等と呼ばれる）－適用法、仲裁地、仲裁言語等を決定する。スケジュールを作成する。実際の審尋期日を決定。
5) 審尋期日

仲裁の概要:
米国国内事件の解決手段として重要化

仲裁とは、終局性及び拘束力有する裁判外の紛争解決手段であり、当事者の仲裁の合意に基づいて行われる。

- 米国裁判所は仲裁を尊重する。裁判所は仲裁の間は、訴訟を中断したり、却下したりする。9 USC §§ 3,4, 203.
- 1925年の連邦仲裁法では、仲裁合意がある場合には、明白に無効と言えない限り、仲裁に紛争を付託する。
- 利用規約内の仲裁条項であっても、利用者等が署名をしているならば、適用がある。
- ほぼ、裁判所へ上訴できない。

仲裁の概要:
米国国内事件の解決手段として重要化

- 仲裁判断は、裁判所によって確認されて執行することができるようになる。仲裁判断の取消事由は、限定されて列挙されており、それに該当しない限りは、有効で強制力あるものとして扱われる。
- 略式手続により確認が行われる。
- この手続きについては、連邦法と州法が絡み、難しい。時効等

仲裁の概要:
国際仲裁の増加と重要化

国際仲裁判断も執行されやすい。

- 国際取引の安定化、私的自治の尊重
- 訴訟件数が減って、裁判所も安心。裁判官が国際性や専門性ある事件につぎこめる時間は限られている。
- 仲裁人には、国際取引、特定の法律や商慣行に詳しい人が任命される。
- 国際礼譲
- ニューヨーク協定(条約)に基づいて、加盟国は、仲裁判断を基本的に執行しなければならない義務を負う。166か国加盟。
- 国際的に確立した仲裁人の利益相反回避義務（倫理義務）と情報開示
- 国際仲裁の認容額とInternational Investment Disputeの仲裁（ICISD）。

知財仲裁:増加とその背景

- ソフトウェア紛争の中立人判断のように、国内においても、徐々に裁判外紛争解決手段が利用され始めた
- 一般の裁判官が不慣れな、知財の複雑な事件を迅速に解決できる
- どの国で、何か国で訴訟を起こされるか、懸念がない
- 費用が高額にならない
- 国際的な執行がなされている
- 秘密性がある

知財仲裁:増加とその背景

- 短所 –

終局性 (上訴できない) IACTにはあたらない

特許訴訟であまり仲裁が使われない (不慣れ) 特許訴訟とさほど差異なし

迅速性 SEP及び重要な技術には最適

良い仲裁機関が無い SEPや特許に強い仲裁機関＝IACT

- 長所 –

強制力がある

秘密性がある

全世界的な解決

熟練した仲裁人

裁判にかかる費用より低廉 。第三者Fundが訴訟資金を提供。

知財仲裁:仲裁の地ー日本

長所

- 中立している
- 技術的専門家が分析
- 助ける文化

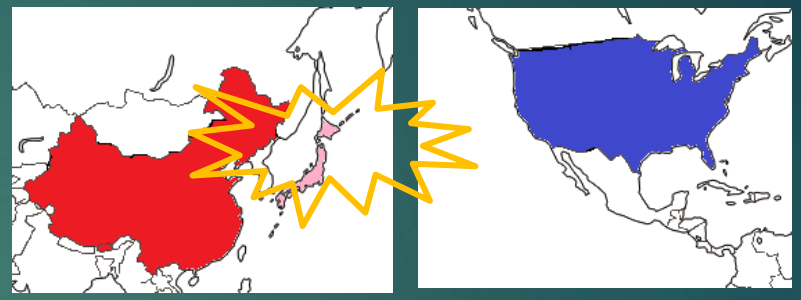

IACT の仲裁条項作成ガイダンス

短所

- 言語
- 仲裁の施設

IACTでは、英語で行われる仲裁でも、
英語に機械翻訳された書面を受け付け

JIDRC

仲裁を始めるには

Step1：IACTのWEBサイトを訪問

https://www.iactokyo.com

仲裁を始めるには

Step 2：「仲裁を開始するには」のボタンをクリック

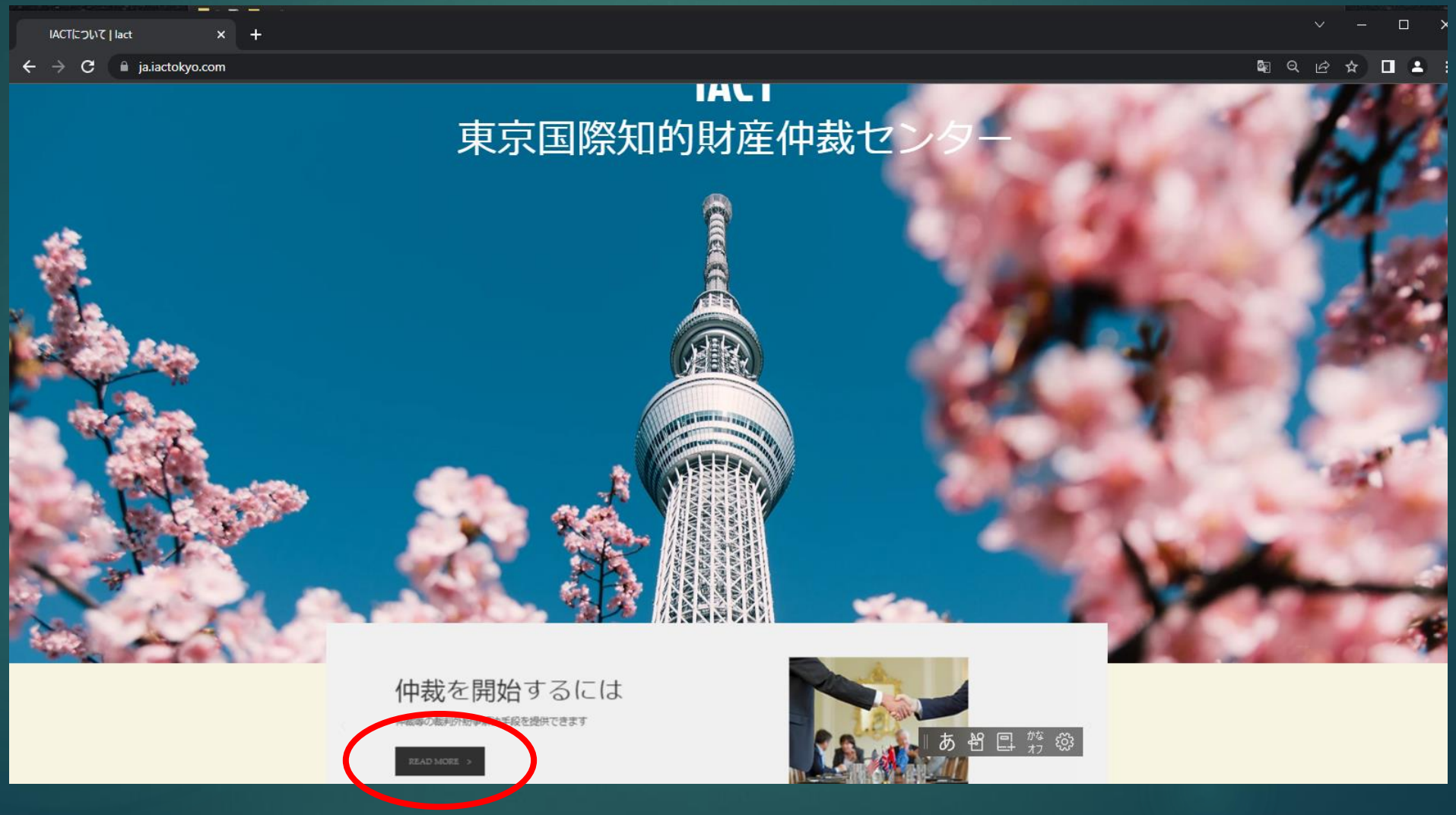

仲裁を始めるには

Step3：「相手方と仲裁等にまだ合意していない場合は、こちらをクリックして、」をクリック

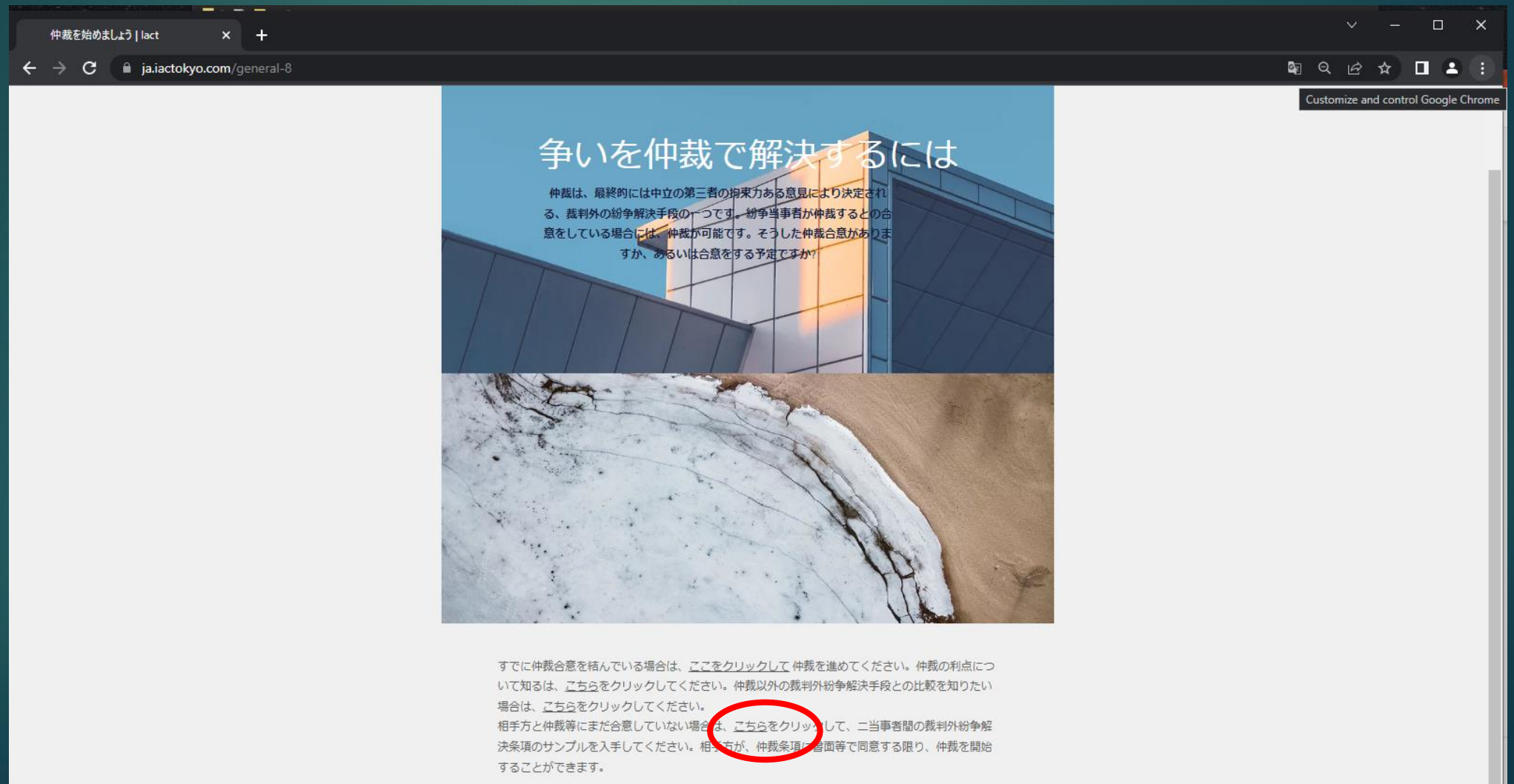

仲裁を始めるには

Step4A：Q＆Aのページに飛びます。モデル仲裁条項を見つけます。契約書の紛争解決条項に用いることが可能です。

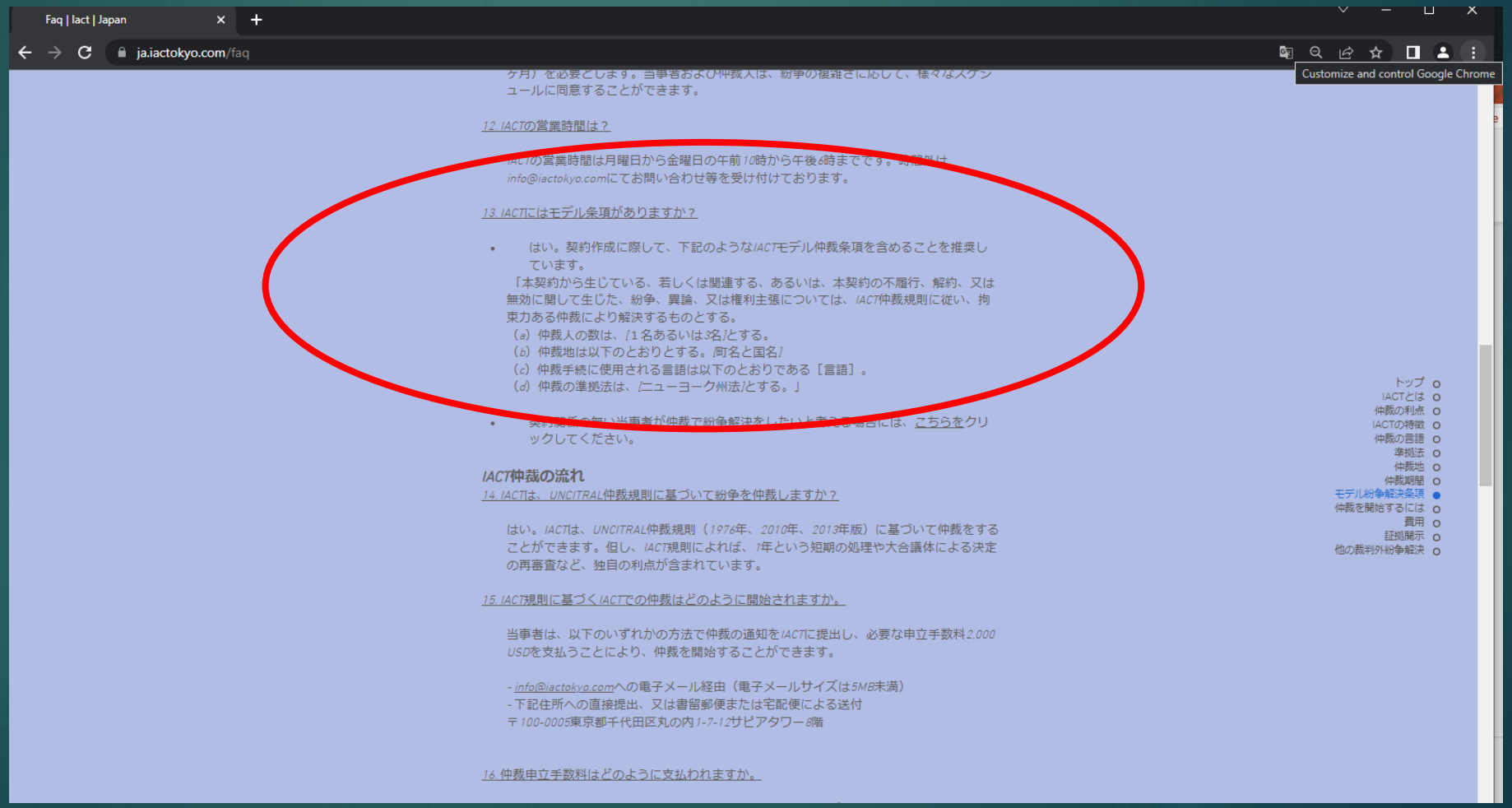

仲裁を始めるには

Step4A：モデル仲裁条項の要素を検討していきます。

「IACT仲裁規則に従い」
「拘束力ある仲裁により解決」
「仲裁人の数は、[１名あるいは3名]とする。」
「仲裁地は以下のとおりとする。[町名と国名]」
「仲裁手続に使用される言語は以下のとおりである［言語］」
「仲裁の準拠法は、[ニューヨーク州法]とする。」

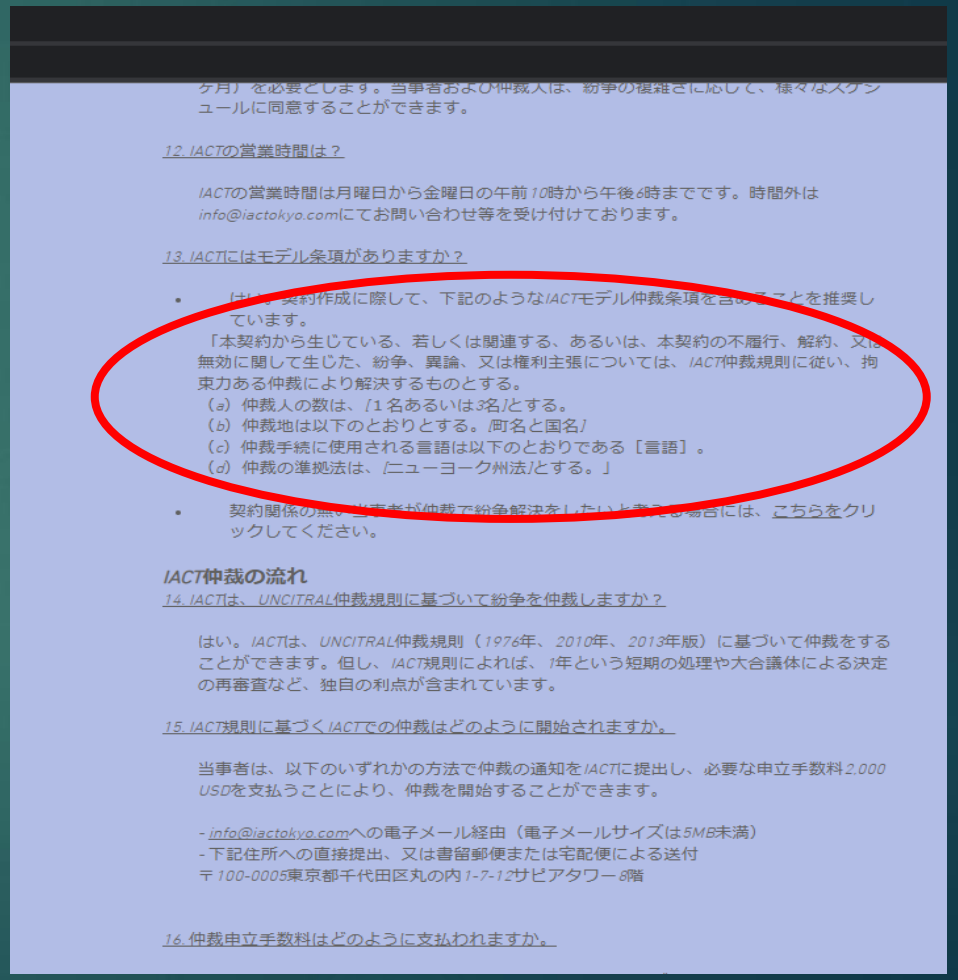

ケ月）を必要とします。当事者および仲裁人は、紛争の複雑さに応じて、様々なスケジュールに同意することができます。

12. IACTの営業時間は？

IACTの営業時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後6時までです。時間外はinfo@iactokyo.comにてお問い合わせ等を受け付けております。

13. IACTにはモデル条項がありますか？

- はい。契約作成に際して、下記のようなIACTモデル仲裁条項を含めることを推奨しています。
「本契約から生じている、若しくは関連する、あるいは、本契約の不履行、解約、又は無効に関して生じた、紛争、異論、又は権利主張については、IACT仲裁規則に従い、拘束力ある仲裁により解決するものとする。
（a）仲裁人の数は、[1名あるいは3名]とする。
（b）仲裁地は以下のとおりとする。[町名と国名]
（c）仲裁手続に使用される言語は以下のとおりである［言語］。
（d）仲裁の準拠法は、[ニューヨーク州法]とする。」
- 契約関係の無い当事者が仲裁で紛争解決をしたいと考える場合には、こちらをクリックしてください。

IACT仲裁の流れ

14. IACTは、UNCITRAL仲裁規則に基づいて紛争を仲裁しますか？

はい。IACTは、UNCITRAL仲裁規則（1976年、2010年、2013年版）に基づいて仲裁をすることができます。但し、IACT規則によれば、1年という短期の処理や大合議体による決定の再審査など、独自の利点が含まれています。

15. IACT規則に基づくIACTでの仲裁はどのように開始されますか。

当事者は、以下のいずれかの方法で仲裁の通知をIACTに提出し、必要な申立手数料2,000 USDを支払うことにより、仲裁を開始することができます。

- info@iactokyo.comへの電子メール経由（電子メールサイズは5MB未満）
- 下記住所への直接提出、又は書留郵便または宅配便による送付
〒100-0005東京都千代田区丸の内1-7-12サピアタワー8階

16. 仲裁申立手数料はどのように支払われますか。

仲裁を始めるには

Step4A：モデル仲裁条項の要素を検討していきます。

「IACT仲裁規則に従い」

どの仲裁センターの仲裁規則に従うかを、当事者間で協議し、選定します。
但し、仲裁センターでは、当事者による特定の仲裁規則の選定がない場合でも、一般に広く受け入れられているUNCITRAL（United Nations Commission on International Trade Law）Arbitration Rulesの規定に従った仲裁を実施することが可能です。

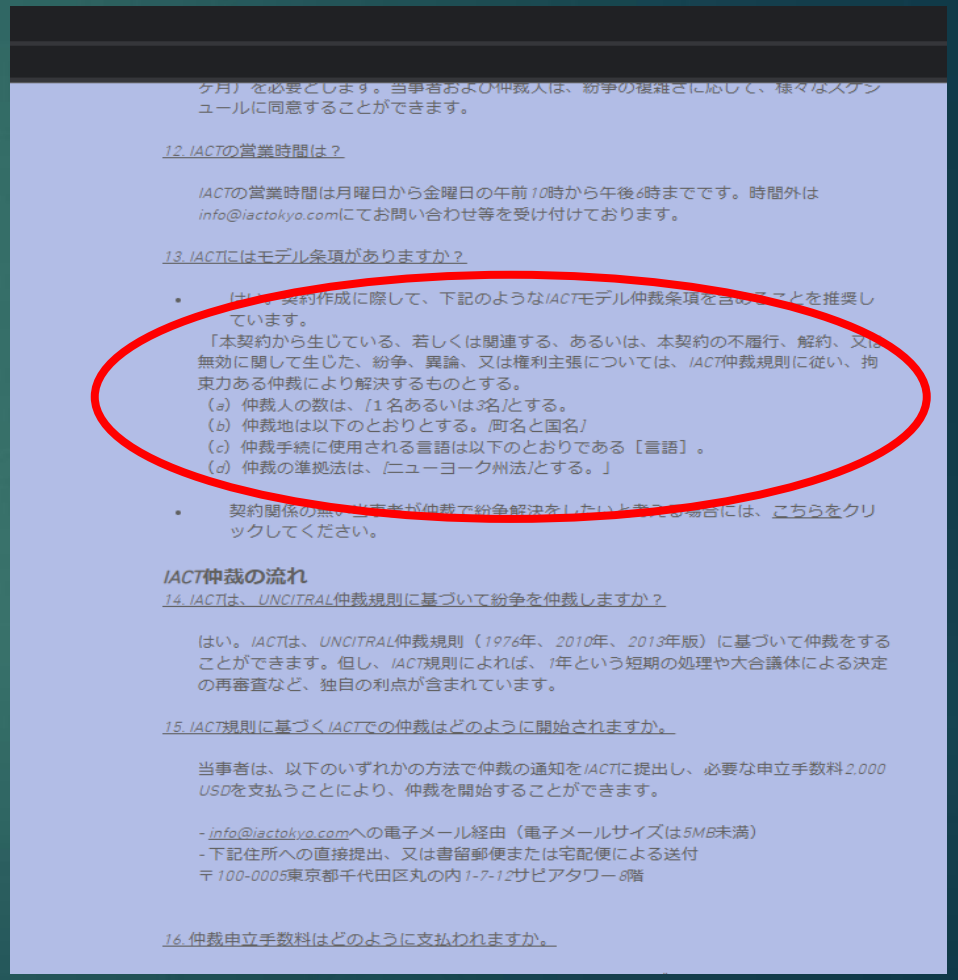

ケ月」を必要とします。当事者および仲裁人は、紛争の複雑さに応じて、様々なスケジュールに同意することができます。

12. IACTの営業時間は？

IACTの営業時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後6時までです。時間外はinfo@iactokyo.comにてお問い合わせ等を受け付けております。

13. IACTにはモデル条項がありますか？

- はい。契約作成に際して、下記のようなIACTモデル仲裁条項を含めることを推奨しています。
  「本契約から生じている、若しくは関連する、あるいは、本契約の不履行、解約、又は無効に関して生じた、紛争、異論、又は権利主張については、IACT仲裁規則に従い、拘束力ある仲裁により解決するものとする。
  （a）仲裁人の数は、[1名あるいは3名]とする。
  （b）仲裁地は以下のとおりとする。[町名と国名]
  （c）仲裁手続に使用される言語は以下のとおりである［言語］。
  （d）仲裁の準拠法は、[ニューヨーク州法]とする。」
- 契約関係の無い当事者が仲裁で紛争解決をしたいと考える場合には、こちらをクリックしてください。

IACT仲裁の流れ

14. IACTは、UNCITRAL仲裁規則に基づいて紛争を仲裁しますか？

はい。IACTは、UNCITRAL仲裁規則（1976年、2010年、2013年版）に基づいて仲裁をすることができます。但し、IACT規則によれば、1年という短期の処理や大合議体による決定の再審査など、独自の利点が含まれています。

15. IACT規則に基づくIACTでの仲裁はどのように開始されますか。

当事者は、以下のいずれかの方法で仲裁の通知をIACTに提出し、必要な申立手数料2,000USDを支払うことにより、仲裁を開始することができます。

- info@iactokyo.comへの電子メール経由（電子メールサイズは5MB未満）
- 下記住所への直接提出、又は書留郵便または宅配便による送付
〒100-0005東京都千代田区丸の内1-7-12サピアタワー8階

16. 仲裁申立手数料はどのように支払われますか。

仲裁を始めるには

Step4A：モデル仲裁条項の要素を検討していきます。

「拘束力ある仲裁により解決」

行われる仲裁が、非拘束性の仲裁ではないことをはっきりさせると良いです。更に「終局性ある」と明言することもできます。

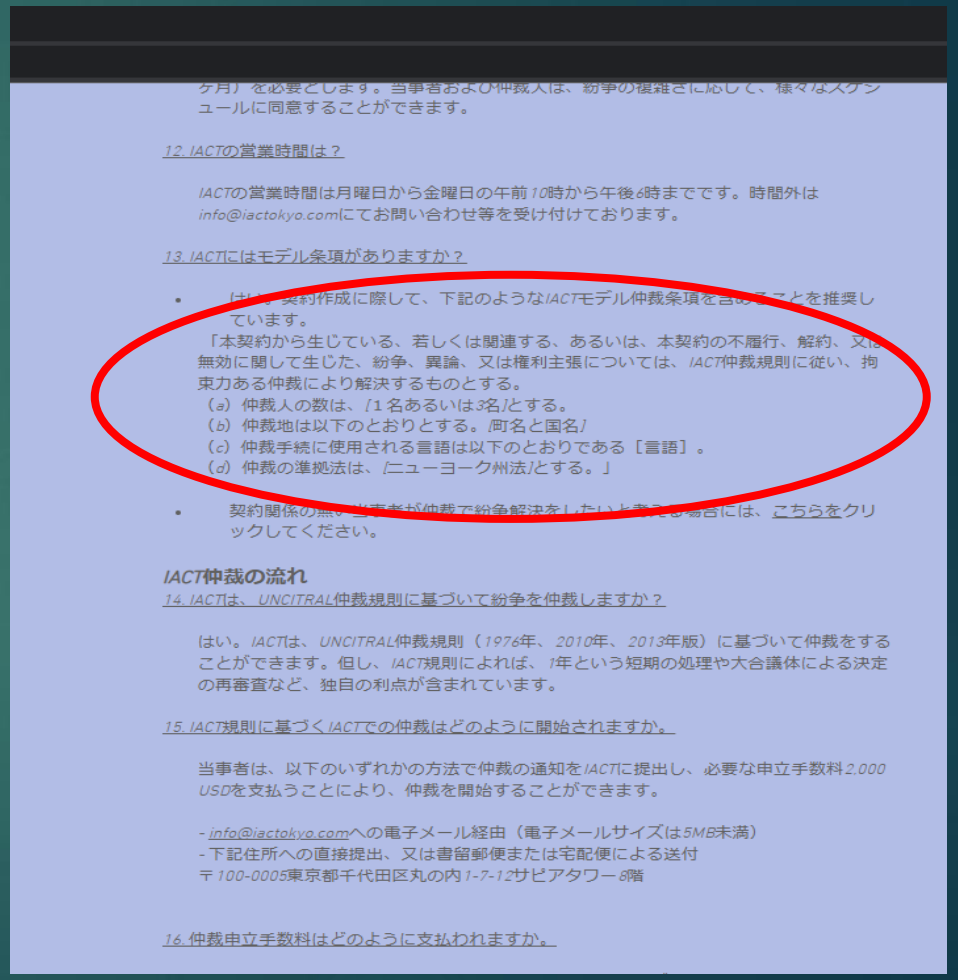

ケ月」を必要とします。当事者および仲裁人は、紛争の複雑さに応じて、様々なスケジュールに同意することができます。

12. IACTの営業時間は？

IACTの営業時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後6時までです。時間外はinfo@iactokyo.comにてお問い合わせ等を受け付けております。

13. IACTにはモデル条項がありますか？

- はい。契約作成に際して、下記のようなIACTモデル仲裁条項を含めることを推奨しています。
  「本契約から生じている、若しくは関連する、あるいは、本契約の不履行、解約、又は無効に関して生じた、紛争、異論、又は権利主張については、IACT仲裁規則に従い、拘束力ある仲裁により解決するものとする。
  （a）仲裁人の数は、[1名あるいは3名]とする。
  （b）仲裁地は以下のとおりとする。[町名と国名]
  （c）仲裁手続に使用される言語は以下のとおりである［言語］。
  （d）仲裁の準拠法は、[ニューヨーク州法]とする。」
- 契約関係の無い当事者が仲裁で紛争解決をしたいと考える場合には、こちらをクリックしてください。

IACT仲裁の流れ

14. IACTは、UNCITRAL仲裁規則に基づいて紛争を仲裁しますか？

はい。IACTは、UNCITRAL仲裁規則（1976年、2010年、2013年版）に基づいて仲裁をすることができます。但し、IACT規則によれば、1年という短期の処理や大合議体による決定の再審査など、独自の利点が含まれています。

15. IACT規則に基づくIACTでの仲裁はどのように開始されますか。

当事者は、以下のいずれかの方法で仲裁の通知をIACTに提出し、必要な申立手数料2,000USDを支払うことにより、仲裁を開始することができます。

- info@iactokyo.comへの電子メール経由（電子メールサイズは5MB未満）
- 下記住所への直接提出、又は書留郵便または宅配便による送付
〒100-0005東京都千代田区丸の内1-7-12サピアタワー8階

16. 仲裁申立手数料はどのように支払われますか。

仲裁を始めるには

Step4A：モデル仲裁条項の要素を検討していきます。

「仲裁人の数は、[１名あるいは3名]とする。」

仲裁にあたる仲裁廷が一名の仲裁人により構成されるのか、三名の仲裁人により構成されるのかを当事者が合意できます。合意なければ、IACTでは、3人が基本となっています。

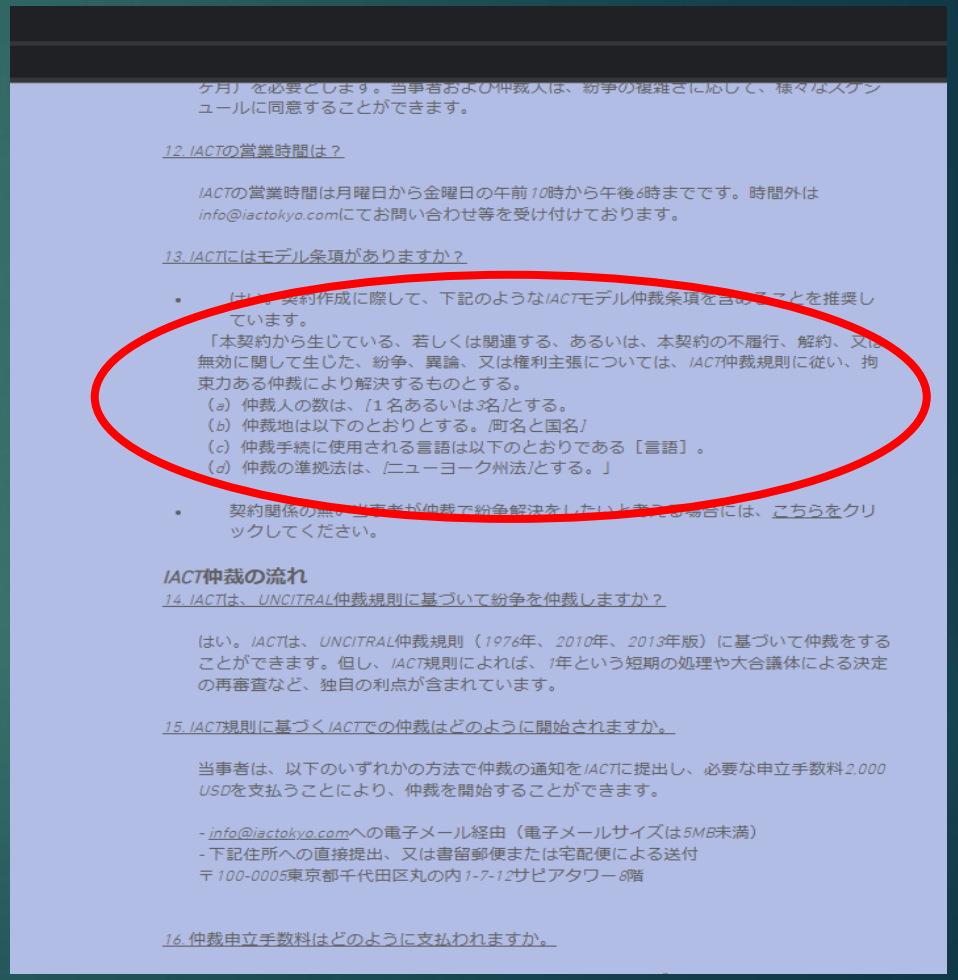

ケ月」を必要とします。当事者および仲裁人は、紛争の複雑さに応じて、様々なスケジュールに同意することができます。

12. IACTの営業時間は？

IACTの営業時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後6時までです。時間外はinfo@iactokyo.comにてお問い合わせ等を受け付けております。

13. IACTにはモデル条項がありますか？

- はい。契約作成に際して、下記のようなIACTモデル仲裁条項を含めることを推奨しています。
  「本契約から生じている、若しくは関連する、あるいは、本契約の不履行、解約、又は無効に関して生じた、紛争、異論、又は権利主張については、IACT仲裁規則に従い、拘束力ある仲裁により解決するものとする。
  （a）仲裁人の数は、[1名あるいは3名]とする。
  （b）仲裁地は以下のとおりとする。[町名と国名]
  （c）仲裁手続に使用される言語は以下のとおりである［言語］。
  （d）仲裁の準拠法は、[ニューヨーク州法]とする。」
- 契約関係の無い当事者が仲裁で紛争解決をしたいと考える場合には、こちらをクリックしてください。

IACT仲裁の流れ

14. IACTは、UNCITRAL仲裁規則に基づいて紛争を仲裁しますか？

はい。IACTは、UNCITRAL仲裁規則（1976年、2010年、2013年版）に基づいて仲裁をすることができます。但し、IACT規則によれば、1年という短期の処理や大合議体による決定の再審査など、独自の利点が含まれています。

15. IACT規則に基づくIACTでの仲裁はどのように開始されますか。

当事者は、以下のいずれかの方法で仲裁の通知をIACTに提出し、必要な申立手数料2,000USDを支払うことにより、仲裁を開始することができます。

- info@iactokyo.comへの電子メール経由（電子メールサイズは5MB未満）
- 下記住所への直接提出、又は書留郵便または宅配便による送付
〒100-0005東京都千代田区丸の内1-7-12サピアタワー8階

16. 仲裁申立手数料はどのように支払われますか。

仲裁を始めるには

Step4A：モデル仲裁条項の要素を検討していきます。

「仲裁地は以下のとおりとする。[町名と国名]」

仲裁の行われる場所を当事者が指定します。合意されていない場合でも、仲裁を実施できる可能性があります。仲裁の当事者および仲裁人は、話し合って、任意の審問の場所を決定することができます。 *IACT*では、合意ができない場合、仲裁合議体が仲裁地を決定します。

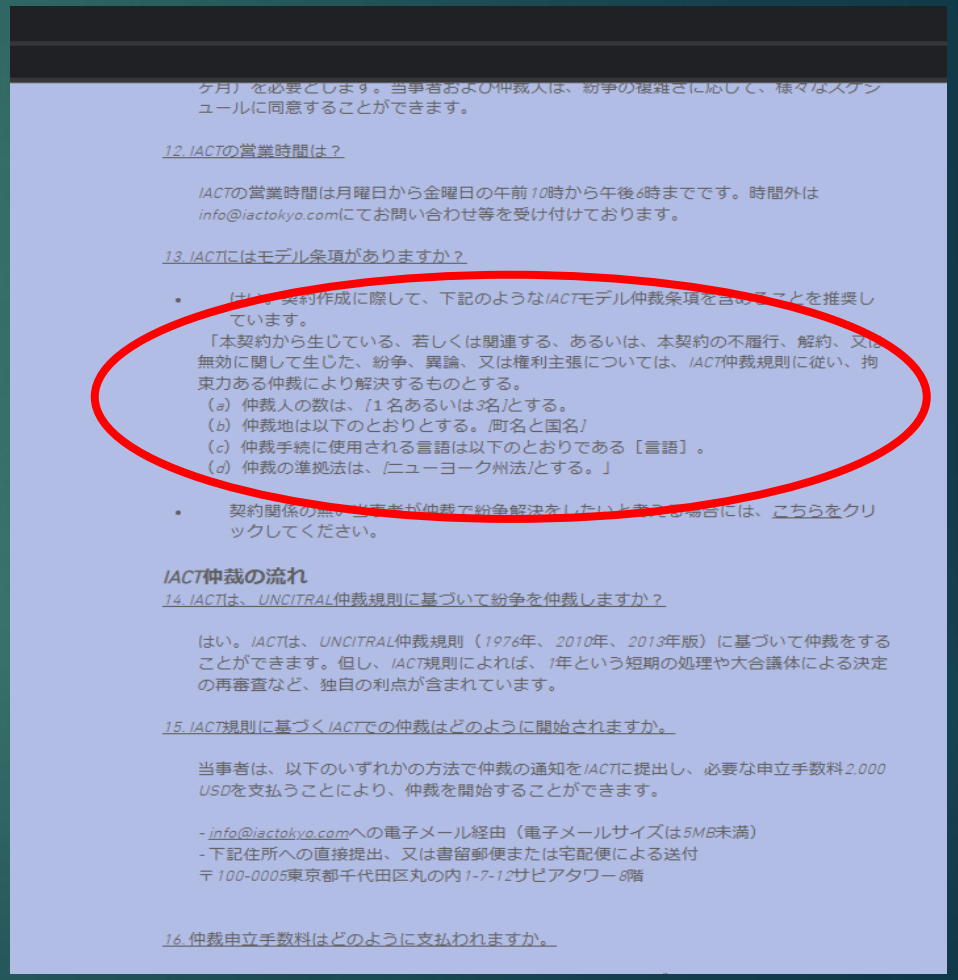

ケ月」を必要とします。当事者および仲裁人は、紛争の複雑さに応じて、様々なスケジュールに同意することができます。

12. IACTの営業時間は？

IACTの営業時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後6時までです。時間外はinfo@iactokyo.comにてお問い合わせ等を受け付けております。

13. IACTにはモデル条項がありますか？

- はい。契約作成に際して、下記のようなIACTモデル仲裁条項を含めることを推奨しています。
  「本契約から生じている、若しくは関連する、あるいは、本契約の不履行、解約、又は無効に関して生じた、紛争、異論、又は権利主張については、IACT仲裁規則に従い、拘束力ある仲裁により解決するものとする。
  （a）仲裁人の数は、[1名あるいは3名]とする。
  （b）仲裁地は以下のとおりとする。[町名と国名]
  （c）仲裁手続に使用される言語は以下のとおりである［言語］。
  （d）仲裁の準拠法は、[ニューヨーク州法]とする。」
- 契約関係の無い当事者が仲裁で紛争解決をしたいと考える場合には、こちらをクリックしてください。

IACT仲裁の流れ

14. IACTは、UNCITRAL仲裁規則に基づいて紛争を仲裁しますか？

はい。IACTは、UNCITRAL仲裁規則（1976年、2010年、2013年版）に基づいて仲裁をすることができます。但し、IACT規則によれば、1年という短期の処理や大合議体による決定の再審査など、独自の利点が含まれています。

15. IACT規則に基づくIACTでの仲裁はどのように開始されますか。

当事者は、以下のいずれかの方法で仲裁の通知をIACTに提出し、必要な申立手数料2,000USDを支払うことにより、仲裁を開始することができます。

- info@iactokyo.comへの電子メール経由（電子メールサイズは5MB未満）
- 下記住所への直接提出、又は書留郵便または宅配便による送付
〒100-0005東京都千代田区丸の内1-7-12サピアタワー8階

16. 仲裁申立手数料はどのように支払われますか。

仲裁を始めるには

Step4A：モデル仲裁条項の要素を検討していきます。

「仲裁手続に使用される言語は以下のとおりである［言語］」

仲裁の言語を当事者が決めることができます。英語が選ばれることが多いですが、合意されれば、日本語で実施することもできます。

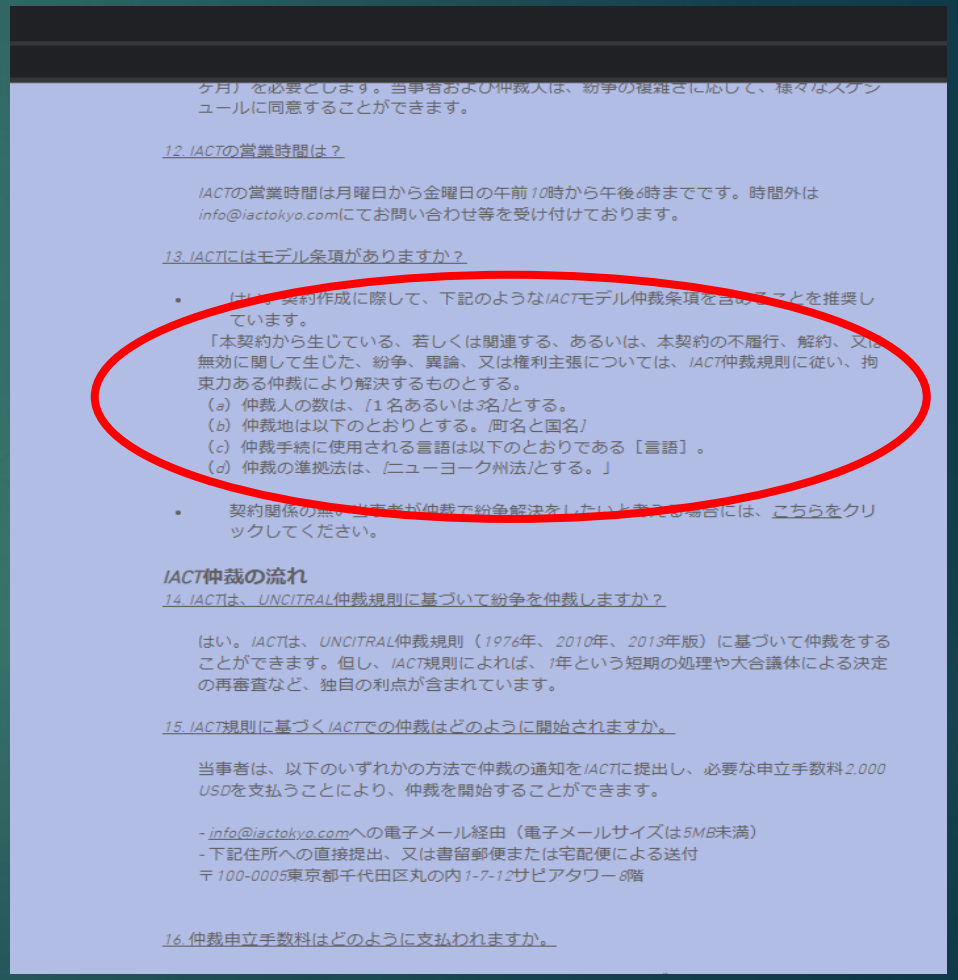

ケ月）を必要とします。当事者および仲裁人は、紛争の複雑さに応じて、様々なスケジュールに同意することができます。

12. IACTの営業時間は？

IACTの営業時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後6時までです。時間外はinfo@iactokyo.comにてお問い合わせ等を受け付けております。

13. IACTにはモデル条項がありますか？

- はい。契約作成に際して、下記のようなIACTモデル仲裁条項を含めることを推奨しています。
  「本契約から生じている、若しくは関連する、あるいは、本契約の不履行、解約、又は無効に関して生じた、紛争、異論、又は権利主張については、IACT仲裁規則に従い、拘束力ある仲裁により解決するものとする。
  （a）仲裁人の数は、[1名あるいは3名]とする。
  （b）仲裁地は以下のとおりとする。[町名と国名]
  （c）仲裁手続に使用される言語は以下のとおりである［言語］。
  （d）仲裁の準拠法は、[ニューヨーク州法]とする。」
- 契約関係の無い当事者が仲裁で紛争解決をしたいと考える場合には、こちらをクリックしてください。

IACT仲裁の流れ

14. IACTは、UNCITRAL仲裁規則に基づいて紛争を仲裁しますか？

はい。IACTは、UNCITRAL仲裁規則（1976年、2010年、2013年版）に基づいて仲裁をすることができます。但し、IACT規則によれば、1年という短期の処理や大合議体による決定の再審査など、独自の利点が含まれています。

15. IACT規則に基づくIACTでの仲裁はどのように開始されますか。

当事者は、以下のいずれかの方法で仲裁の通知をIACTに提出し、必要な申立手数料2,000USDを支払うことにより、仲裁を開始することができます。

- info@iactokyo.comへの電子メール経由（電子メールサイズは5MB未満）
- 下記住所への直接提出、又は書留郵便または宅配便による送付
〒100-0005東京都千代田区丸の内1-7-12サピアタワー8階

16. 仲裁申立手数料はどのように支払われますか。

仲裁を始めるには

Step4A：モデル仲裁条項の要素を検討していきます。

「仲裁の準拠法は、[ニューヨーク州法]とする。」

当事者同士で、何法を準拠法とするかを決められます。合意ができない場合、仲裁人が、当事者の主張を聞いて、決定できます。

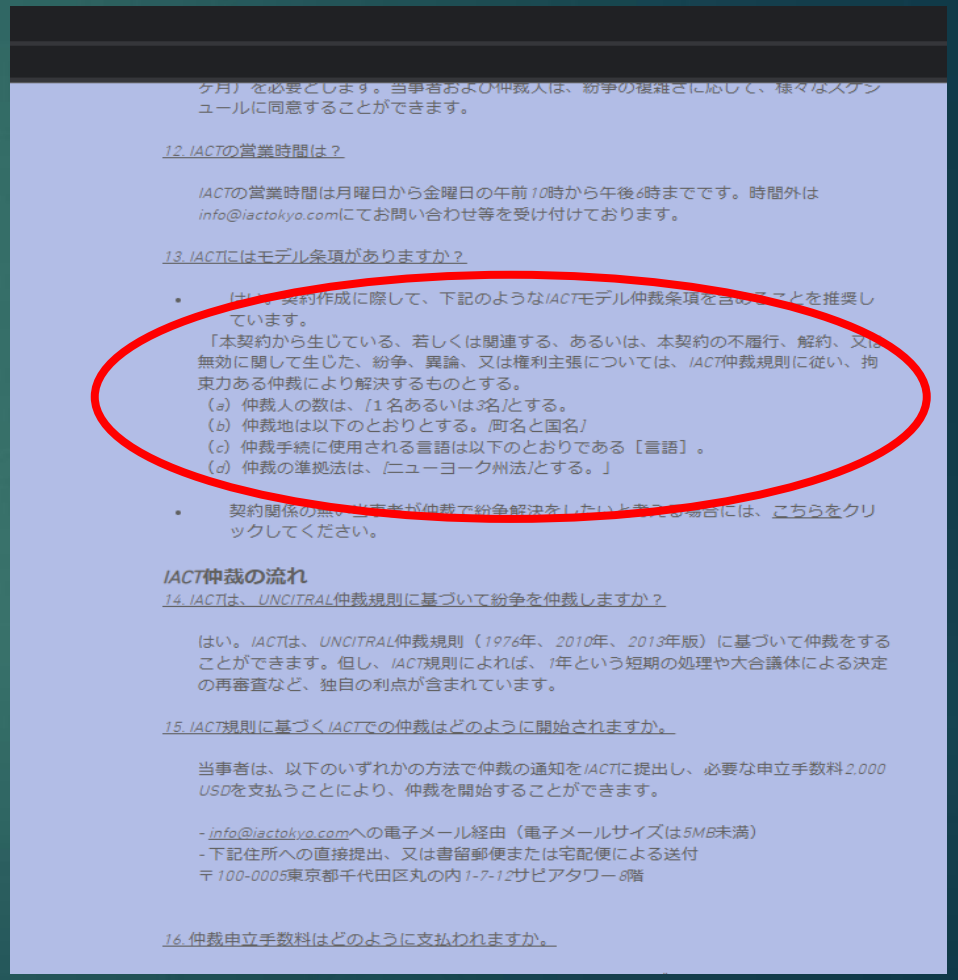

ケ月」を必要とします。当事者および仲裁人は、紛争の複雑さに応じて、様々なスケジュールに同意することができます。

12. IACTの営業時間は？

IACTの営業時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後6時までです。時間外はinfo@iactokyo.comにてお問い合わせ等を受け付けております。

13. IACTにはモデル条項がありますか？

- はい。契約作成に際して、下記のようなIACTモデル仲裁条項を含めることを推奨しています。
「本契約から生じている、若しくは関連する、あるいは、本契約の不履行、解約、又は無効に関して生じた、紛争、異論、又は権利主張については、IACT仲裁規則に従い、拘束力ある仲裁により解決するものとする。
（a）仲裁人の数は、[1名あるいは3名]とする。
（b）仲裁地は以下のとおりとする。[町名と国名]
（c）仲裁手続に使用される言語は以下のとおりである［言語］。
（d）仲裁の準拠法は、[ニューヨーク州法]とする。」
- 契約関係の無い当事者が仲裁で紛争解決をしたいと考える場合には、こちらをクリックしてください。

IACT仲裁の流れ

14. IACTは、UNCITRAL仲裁規則に基づいて紛争を仲裁しますか？

はい。IACTは、UNCITRAL仲裁規則（1976年、2010年、2013年版）に基づいて仲裁をすることができます。但し、IACT規則によれば、1年という短期の処理や大合議体による決定の再審査など、独自の利点が含まれています。

15. IACT規則に基づくIACTでの仲裁はどのように開始されますか。

当事者は、以下のいずれかの方法で仲裁の通知をIACTに提出し、必要な申立手数料2,000USDを支払うことにより、仲裁を開始することができます。

- info@iactokyo.comへの電子メール経由（電子メールサイズは5MB未満）
- 下記住所への直接提出、又は書留郵便または宅配便による送付
〒100-0005東京都千代田区丸の内1-7-12サピアタワー8階

16. 仲裁申立手数料はどのように支払われますか。

仲裁を始めるには

Step4B：既に紛争が発生している場合、「紛争解決したいと考える場合には、こちらをクリックしてください。」へ

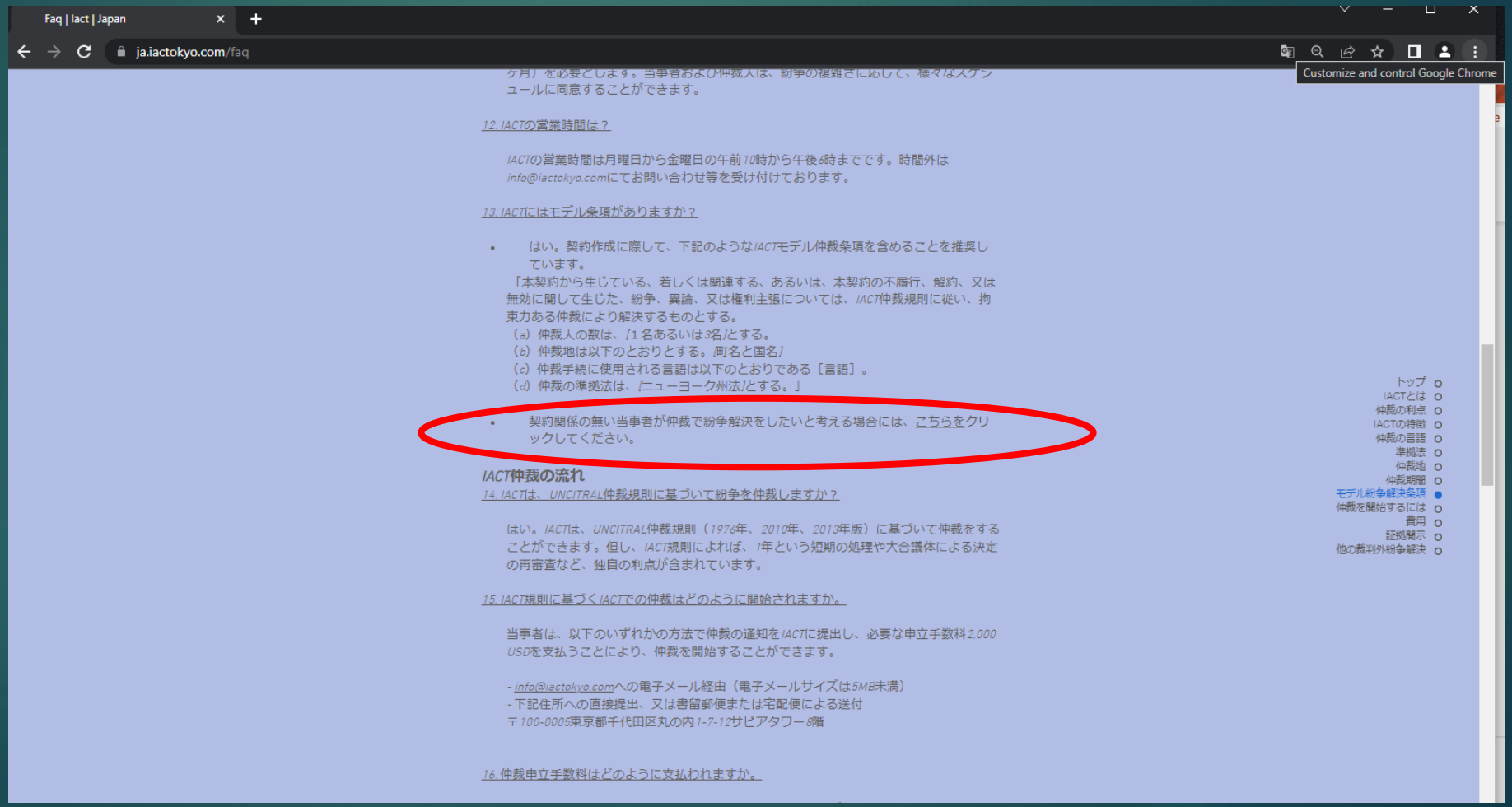

仲裁を始めるには
Step 4C：IACT事務局へ申し立てます

Faq | Iact | Japan

ja.iactokyo.com/faq

（a）仲裁人の数は、[1名あるいは3名]とする。
（b）仲裁地は以下のとおりとする。[町名と国名]
（c）仲裁手続に使用される言語は以下のとおりである［言語］。
（d）仲裁の準拠法は、[ニューヨーク州法]とする。」

- 契約関係の無い当事者が仲裁で紛争解決をしたいと考える場合には、こちらをクリックしてください。

IACT仲裁の流れ

14. IACTは、UNCITRAL仲裁規則に基づいて紛争を仲裁しますか？

はい。IACTは、UNCITRAL仲裁規則（1976年、2010年、2013年版）に基づいて仲裁をすることができます。但し、IACT規則によれば、1年という短期の処理や大合議体による決定の再審査など、独自の利点が含まれています。

15. IACT規則に基づくIACTでの仲裁はどのように開始されますか。

当事者は、以下のいずれかの方法で仲裁の通知をIACTに提出し、必要な申立手数料2,000 USDを支払うことにより、仲裁を開始することができます。

- info@iactokyo.comへの電子メール経由（電子メールサイズは5MB未満）
- 下記住所への直接提出、又は書留郵便または宅配便による送付
〒100-0005東京都千代田区丸の内1-7-12サピアタワー8階

16. 仲裁申立手数料はどのように支払われますか。

支払いは、IACTの銀行口座への銀行振込によって行うことができます。詳細については、電話で+81-3-5218-5260、またはinfo@iactokyo.comにEメールでお問い合わせください。

17. 申立人が手数料を納付しなかった場合はどうなりますか？

手数料の支払がない場合、IACTは仲裁申し立てが完了していない、または実質的に完了していないと判断し、仲裁は開始されません。

18. 被申立人が対抗的仲裁（反訴）申立金を納付しなかった場合はどうなりますか？

反訴申立の手数料納付に失敗した場合は、反訴は提出されなかったものとみなされ、仲裁は反訴なしに進められます。

トップ
IACTとは
仲裁の利点
IACTの特徴
仲裁の言語
準拠法
仲裁地
仲裁期間
モデル紛争解決条項
仲裁を開始するには
費用
証拠開示
他の裁判外紛争解決

Q&A

1　単独仲裁人を選任する場合、合意に至ることが困難ではないでしょうか？そのような場合、IACTでは、どのように仲裁人を選任しますか？

２　仲裁で証拠開示が認められますか？

３　IACTにおいては、最終的に事件を和解で解決することも可能と思われますが、仲裁人が心証を開示して、当事者に和解を勧めることはありますか？

４　既に紛争が発生している場合の仲裁合意において、「仲裁判断は、どの国のどの裁判所によっても、承認、執行されることができる。」との記載があります。これはあくまで当事者の合意であり、裁判所によっては別の判断がなされる可能性もありますか？

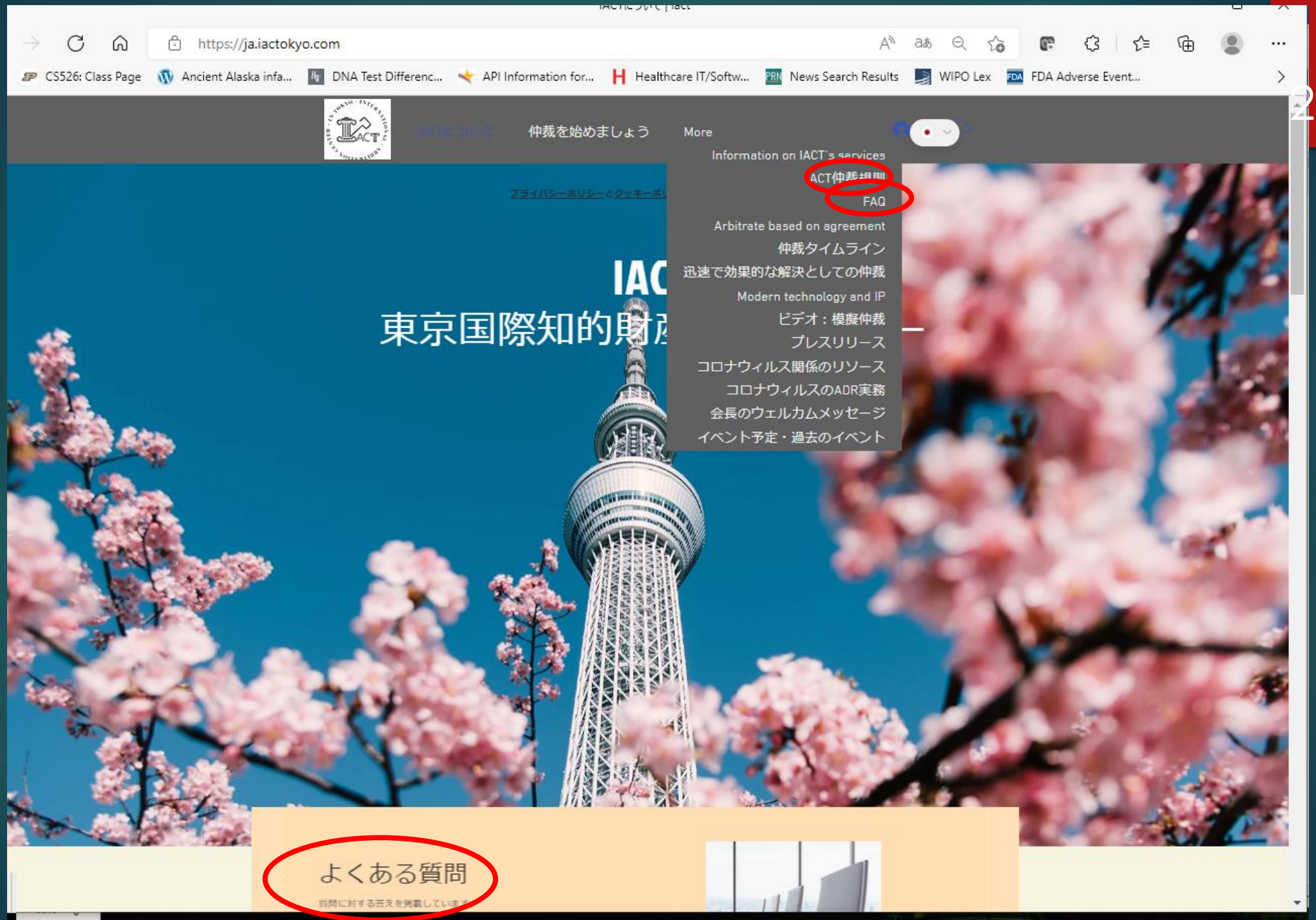
https://ja.iactokyo.com
CS526: Class Page
Ancient Alaska infa...
DNA Test Differenc...
API Information for...
Healthcare IT/Softw...
News Search Results
WIPO Lex
FDA Adverse Event...
仲裁を始めましょう
More
Information on IACT's services
ACT仲裁規則
FAQ
Arbitrate based on agreement
仲裁タイムライン
迅速で効果的な解決としての仲裁
Modern technology and IP
ビデオ：模擬仲裁
プレスリリース
コロナウィルス関係のリソース
コロナウィルスのADR実務
会長のウェルカムメッセージ
イベント予定・過去のイベント
よくある質問

仲裁人の選任（IACT規則第8条、第9条等）

1. 当事者が単独仲裁人とすることに合意したものの，一方当事者による単独仲裁人の選任を求める提案を他の当事者が受領してから 21 日以内に仲裁人の選任について合意が成立しなかった場合、21 日の期間経過後速やかに選任機関が仲裁人を選任する。選任の手続きは有料となることが通常。
   1) 選任機関から当事者に3名以上の仲裁人候補者の氏名を記載した名簿を送付。
   2) 7日以内に、選任に反対する候補者の氏名を消去し、消去しない候補者に優先順位を付して、返却。
   3) 選任機関は、候補者の優先順位に従い、単独仲裁人を選択する。
2. 3 名の仲裁人を選任するときは，各当事者は，１名の仲裁人を速やかに選任 しなければならない。各当事者により選任された 2 名の仲裁人は，首席仲裁 人を務めることになる第 3 の仲裁人を選任するものとする。

https://ja.iactokyo.com/faq
CS526: Class Page | Ancient Alaska infa... | DNA Test Differenc... | API Information for... | Healthcare IT/Softw... | News Search Results | WIPO Lex | FDA Adverse Event...

りませんが、実務経験のある弁護士を雇うことをお勧めします。

審理及び裁定の実施

25. IACT仲裁には証拠開示が含まれますか。

IACT規則は、限定的な証拠開示を定め、立証するために「必要な」文書の早期の相互交換を規定しています。証拠開示は、手続きの効率を高め、また、コストを下げるために実施されます。第22条に基づき、クレームの陳述書は、申立人が開示を求める書類の一覧を含まなければならず、また、同様に第23条は、被申立人/反訴者が、答弁書で、開示を求める書類を特定することを要求します。IACT規則では、文書以外の証拠開示については規定していません。ただし、合議体及び当事者は、裁量で、当事者の求める開示を、状況に応じ、実施できます。

26. IACTの仲裁決定は、日本国外で執行可能ですか

はい。IACTの仲裁決定は、一般的に日本国外で執行可能です。

27. IACTは、合議体の決定を精査していますか？

はい。IACT規則第40条に従い、当事者には、当初の決定に参加しなかった仲裁人による大合議体で、実質的な審査を求める機会が保障されます。この再審査合議体は、米国、日本、中国、韓国、ヨーロッパの各地域から1名ずつ、元要職の判事等で構成され、一方当事者に不利な重大な瑕疵を防止する多角的な精査を保ちます。当事者は、この手続を使用して、是正されるべきと考える事実上または法律上の重大な誤りを指摘することができます。

28. 仲裁とその他の解決手段の違いは何ですか？

仲裁では、仲裁人が紛争の詳細を見て決定を下します。仲裁人が決定に達すると、当事者がそれに同意するかどうかにかかわらず、仲裁は当事者を拘束します。したがって、それは裁判官が裁判所の判決を下す場合と似ています。しかし、重要な違いとして、仲裁は、必ずしも一般に公開されない点があります。

調停では、第三者の調停者が、交渉、討議、および相違点の縮小のプロセスを通じて、当事者間で紛争を解決する手助けをします。調停人は拘束力のある決定を下しません。代わりに、当事者が合意して解決に到達するのを促進します。調停が成功すると、仲裁人による決定ではなく、当事者が署名した契約が成立します。仲裁中の当事者が、調停への支援を要求した場合、IACTは、当事者の和解を進める、適切な調停人を提案または提供することができます。

専門家判定は、適格で中立的な専門家が事件を審理し、提出された論点について決定す

トップ
IACTとは
仲裁の利点
IACTの特徴
仲裁の言語
準拠法
仲裁地
仲裁期間
モデル紛争解決条項
仲裁を開始するには
費用
証拠開示
他の裁判外紛争解決

IACT’s strength

1. 知的財産に最適化：知的財産権を巡る国際的紛争の解決に適した機関です。

2. 一年内に終結： 当事者間の別途合意がない限り、手続の正式な開始（例えば、三人目の仲裁委員が選任されたとき）から一年以内に事件を 終結させます。

3. 全世界を網羅： 仲裁委員や調停委員は、世界中の主要な地域から選ばれています。

IACT’s strength

4. 卓越した経験：多くの仲裁委員は、数千以上の複雑な事件を、裁判官や仲裁人として担当、あるいは、組織の長として立法に関与するなどいたしました。
5. IACTでは、係争額の割合に基づいた手数料でなく、事件審理に実際に費やされた時間に、仲裁人の時間給を乗じて計算することで、紛争処理の効率性上げることができます。
6. 柔軟性：IACTでは、調停－仲裁型も、調停人の知識・経験で調整できます。
再審査委員会によるレビュー制度。

Contact

Sapia Tower 8th floor, 1-7-12 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005 JAPAN
TEL:+81-3-5218-5260
FAX:+81-3-5218-5263
Email: info@iactokyo.com